学校間連携による部活動（拠点校方式）に関する協定書（例）

１　○○○立Ａ○学校と○○○立Ｂ○学校と○○○立Ｃ○学校は、下記の計画に従って部活動を実施する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校名 | | 部名  （性別・種目） | 顧問名  （連絡責任者名） | 部員数  （生徒数） | 活動場所 |
| 拠点校 | ○○○立Ａ○学校 | ○子  ○○○部 | ○○　○○ | 名 | Ａ○学校 |
| 関係校 | ○○○立Ｂ○学校 | ○○　○○ | 名 |
| 関係校 | ○○○立Ｃ○学校 | ○○　○○ | 名 |
| 技術指導担当者  （顧問・部活動指導員） | | ○○　○○　（Ａ○学校　顧問）  ○○　○○　（Ａ○学校　部活動指導員） | | | |

２　指導体制等

　(1)　Ａ校の顧問・部活動指導員（以下「指導者」）、ＢおよびＣ校の連絡責任者は、技術指導や生徒指導について十分協議するとともに、それぞれの生徒に対し、部活動実施上の留意事項を十分指導する。

　(2)　技術指導に当たるＡ校の指導者は、ＢおよびＣ校の生徒を指導する場合でも、Ａ校の生徒に対する場合と同様の安全配慮義務を負うものとする。

　(3)　「独立行政法人　日本スポーツ振興センター法」に基づく給付手続きを行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が処理する。

３　連絡体制等

　(1)　指導をＡ校の指導者に委ねる場合、ＢおよびＣ校の連絡責任者は、事前に自校生徒の健康状態等指導上必要な事項をＡ校の指導者に連絡する。

　(2)　両校の指導者は、その日の活動人数や健康状態等を事前に確認するとともに、活動終了後、実施状況を確認する。

４　移動について

　(1)　学校間の移動や下校については、合理的な経路・方法で移動する。

５　この協定の内容に変更が生じた場合は、変更点を両校で確認の上、速やかに変更する。

６　この協定の定めのない事項については、その都度両校で協議する。

７　この協定の有効期間は、協定締結日から実施年度末までとする。

　この協定の締結を証するため、Ａ・Ｂ・Ｃ校は本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

年　月　日

　　　　○○○立Ａ○学校　校長　　○　○　　○　○　　公印

　　　　○○○立Ｂ○学校　校長　　○　○　　○　○　　公印

○○○立Ｃ○学校　校長　　○　○　　○　○　　公印